

ことを申入れ、帝國總領事より承認の回答を與ふると同時に右加奈陀に於ける外國人來住法が日本人に對し何等差別待遇なるべきことに付念を押したるに對し、總理大臣は之を確認せるものである。尙在「オタワ」帝國總領事は加奈陀の條約加入に付加奈陀政府に對し安心を與ふる爲め改正日米條約調印の際内田大使が米國國務長官に對してなしたるところに倣ひ四月十一日付を以て左記宣言を加奈陀政府に手交した。

「オタワ在勤日本總領事たる下名は本國政府の委任を受け左の通宣言するの光榮を有す。
日本帝國政府は労働者の加奈陀移住に關し千九百八年以來實行し來りたる制限及取締を從來と均しく有效に維持するの覺悟なり。」

千九百十三年四月十一日」

第六節 獨逸との條約改正交渉

第一款 獨逸關稅制度

小村條約改正當時に於ける獨逸關稅制度は國定協定制度、又は單に協定制度と稱せられるもので相互關稅協定と無條件最惠國條款の採用を以て通商政策の基調として居た。即ち獨逸は一九〇一年（明治三十五年）十二月二十五日に新關稅定率法を制定し、之を基礎として露、白、奧匈、伊、ルーマニア、ブルガリア、セルビア、希臘、瑞典、諾威、丁抹の諸國の間に廣汎なる相互的關稅協定を締結した。之が爲め獨逸を中心として所謂中歐協定制度（Central Conventional System）なるものが成立した。其の結果として、中歐諸國間に於ては一九〇七年（明治四十年）一月一日を以て發效する期間十ヶ年の多數の關稅協定を包含する通商航海條約が調印され、是等諸條約により歐洲諸國

間に於ける關稅は輕減され、又輕減の結果は無條件最惠國條款に依つて英佛一切の條約國に擴大され、茲に歐洲の相互間に於ける關稅關係は長期間安定を得た。此の事態は第一次歐洲大戰前迄續き、此の期間歐洲諸國間の通商は史上未曾有の大發展を遂げたのである。獨逸國の通商は特に增進の率目覚ましく其の總額は遙かに米國を凌駕し、將に英國の壘を摩さんとする勢であつた。小村條約改正に於て其の交渉開始前先づ明治四十三年に關稅定率法を改正し、夫れを基礎として各國との交渉を始めたのは此の一九〇二年の獨逸の遣り方に則つたものである。

一九〇二年の獨逸新關稅法は各國との關稅協定の準備として作られたものであるから先づ之に便する爲め稅率數を甚しく増加した。其の稅番數は九四六の多きに及び之を一八七九年（明治十二年）の關稅法に於ける稅番數一八七に比較すると約三倍に及んで居る。即ち斯く稅率の數を多くした理由は一國と關稅を協定する場合、當該國の特產物に相當する稅率を輕減し、第三國產品が無條件最惠國約款により之に均霑せんことを防止せんが爲めである。無條件最惠國約款は通商自由の上に於て大に利益があるものであるが、第三國をして不當に利益を得せしむることがある。之を防止する爲めに一般に稅目的細分を行ひ（Specialization）之が均霑の範圍を減却せんとしたのである。獨逸新關稅法は其の模範とも云ふべきものである。次で獨逸新關稅法に於ては來るべき條約交渉の武器とする爲め豫め產業、財政の必要以上に稅率を引上げて置いた。斯く豫め外國との通商交渉を便宜にする爲めに必要以上に稅率を引上げ又は稅率の細分を爲すものを交渉關稅率（Negotiation Tariff）と稱するのである。尙獨逸は一九〇二年新關稅法に於て各國との關稅協定の爲めに農產物保護に支障を來さない様に、農產物のみに對しては複關稅法を採用した。即ち農產物に對し一般關稅率を設くる外、特別規定を以て裸麥に對しては百キロ五マーク、小麥に對しては同五マーク半、麥芽用大麥に對しては同四マーク、及燕麥に對しては五マークと云ふ最低稅率を設け、外國との協定により之れ以下に引下ぐべからざることを定めた。

當時に於ける世界各國の關稅制度を略述せんに、先づ自由通商國と稱せらるべきものは英、白、蘭、諾威、丁抹及其の直轄殖民地（英領印度を含む）であつた。是等の諸國は自國の通商政策上自ら進んで自由通商を行つたものである。之に反し土耳其、埃及、モロッコ、波斯、暹羅、支那、朝鮮は歐米諸國との間に片務的條約の規定によつて大體從價五分以下の關稅協定に束縛せられて居た。即ち前者は任意的自由通商國、後者は束縛的自由通商國と稱せらるべきものであつた。次に保護貿易國又は高關稅國と稱せらるゝものは甲（國定協定制度國）、乙（複關稅制度國）、丙（保護高關稅國）、丁（收入高關稅國）とに區別され、甲に屬する諸國は獨逸、露西亞、奧地利匈牙利、伊太利、瑞典、瑞西、バルカン諸國等である。尤も内瑞西は國定協定主義を採用して居るもの、當該國の産業に必要なる資材を外國に依存し居る必要上關稅率低く寧ろ自由通商國に近いものであつた。（乙）に屬するものは佛蘭西、西班牙の二國である。是等二國は其の制度上關稅協定を不可とするのである。（丙）は北米合衆國、加奈陀、濠洲、南阿聯邦であり、是等諸國は關稅保護主義を採用する外、同時に非關稅協定方針を採用して居た。其の中米國は一九〇九年のペイン關稅法により一種の複關稅法を採用し又加奈陀、濠洲は複關稅制の最低稅率と同視すべき中間稅率を有して居た。尤も此の中間稅率は條約の締結により始め其の一部のみを對手國に附與することにして居た。（丁）は南中米諸國、及葡萄牙である。是等の諸國は收入關稅主義であるが、此の收入關稅なるものは甚だ高率である。

第二款 日獨貿易狀況

本邦統計による明治四十、四十一、二ヶ年平均獨逸への輸出額は九百五十三萬五千圓、獨逸よりの輸入額は四千六百九十三萬五千圓にして獨逸よりの輸入額は本邦よりの輸出額の四・八倍に相當して居た。然るに獨逸統計による同一ヶ年平均額は邦貨換算總輸入額千四百十三萬八千圓、純輸入額千百五十七萬二千圓、之に對し本邦への總輸出額四

千八百二萬三千圓、同純輸出額四千七百二十九萬四千圓とし、本邦への總輸出額は總輸入額の三・三倍、又純輸出額は純輸入額の四倍に相當して居た。獨逸統計に於ける總輸出入額中には加工貿易を包含し例へば日本產羽二重が獨逸に輸入され、其の地で染色され後瑞典等に再輸出される場合には日本よりの總輸入額中及び瑞典への總輸出額中にも計算せらるゝこととなる。之に反し純輸入額とは國內に於ける消費の爲めに獨逸に輸入されるものである。依て彼我貿易額を比較する爲めには双方の統計による各純輸入額を標準とすることが最も眞に近いものが得られる。此の比較方法によれば本邦への純輸入額は獨逸への純輸入額の四・一倍に相當した。何れにしても本邦の方が計數上強者の地位に在るのである。尙世界各國一般に貿易統計に於ける輸出額は送狀（Invoice）面の金額を示し、之に反し輸入額は貨物原發送國の輸出港から到着港迄の運賃、保險料、手數料等を加へたもの即ち稅關課稅價格を示すこととする。其の當然の結果として一般に輸入額は輸出額よりも一、二割は多額に計算さることとなつて居る。尤も米國に於ては例外として當該物品の輸出港に於ける輸出價格を以て課稅價格とするから輸出入額とも同標準にて計算して居ることとなる。

上記の如く本邦は獨逸との間に貿易の計數上強者の地位にあつたのみならず、獨逸に輸出される本邦品は樟腦（獨逸統計に依る兩年平均輸入額二、〇〇四千圓、以下倣之）、羽二重（一、九七八千圓）、銅（一、五一七千圓）、麥稈眞田（八一九千圓）、魚油（六六八千圓）、樟腦油及薄荷油（四四七千圓）、經木眞田（三六三千圓）、毛皮（三二〇千圓）、外ニツケル、生絲、木蠟、沃度、寒天、陶磁器（以上一〇〇千圓以上）等であるが、是等本邦產品中獨逸に於て關稅引上げを蒙る懸念のあるものは僅に羽二重及陶磁器の二品のみであり、他は獨逸に必要な原料品と云ふべきものであつた。之に反し獨逸より本邦に輸入されるものは鐵材（兩年平均本邦統計による輸入額七、八九二千圓）、人造藍（五、一八一千圓）、毛織絲（三、九四八千圓）、機械類（三、八二八千圓）、鐵釘類（二、三六二千圓）、染料（二、〇一七

千圓)、紙類(一、九一〇千圓)、羅紗類(一、八四一千圓)、藥品類(一、三九四千圓)、亞鉛(一、二五四千圓)、パルプ(一、二四〇千圓)、毛綿交織布(七二一千圓)、アルミニューム(五七七千圓)、絶縁電線(五六四千圓)等の製造品又は製造用原料品であつた。殊に後者の方は輸入額が多かつたから改正税率による引上げは比較的少なかつたが要するに日本は獨逸に對して其の貿易品の性質上に於ても條約交渉上強者の地位にあつた。

以上の如く條約交渉上日本は獨逸に對し強者の地位にはあつたが、日本が英國、佛國等との交渉に於て新たに協定税率を設けざる限り獨逸は日本との改正條約の締結により何等の利益を得ざることゝなる次第である。之に反し日本は獨逸との間に無條約關係に陥るときは獨逸が一九〇二年關稅法の下に締結したる各國との協定税率に均霑出來ぬことゝなるから相當の不利益を受くることゝなるのである。當時に於ける本邦輸出品の獨逸に於ける輸入稅關係を見るに、明治四十、四十一兩年平均本邦重要品(五萬圓以上の物品)の獨逸への純輸入額千十二萬五千圓の中無稅品六百十一萬七千圓(樟腦、樟腦油、麥稈眞田、毛皮、銅、生絲、沃度等)にして、有稅品四百萬九千圓、内第三國との間に無稅據置の協定あるもの百八十四萬五千圓(麥稈眞田、毛皮、生絲等)、然らざるもの四百二十七萬二千圓、第三國との關稅據置の協定ある有稅品二十三萬一千圓(經木眞田、青銅製品)、關稅輕減の協定あるもの六十二萬四千圓(經木眞田帽體、陶磁器、貝製鉢鉢等)、又第三國との間に何等稅率の協定なきもの三百十五萬四千圓であつた。即ち日本が陸奧條約中の最惠國條款により直接及間接に利益を受けて居るのは併せて二百七十萬圓であるが、無條約の結果獨逸への輸出上差當り影響を蒙るは、前記關稅輕減の協定あるもの六十二萬圓餘に過ぎなかつた。之に反し日獨間に改正條約が締結されことゝなり、從て獨逸が前記本邦產品に對し差別關稅を適用することゝなると、獨逸は本邦への輸入總額中九六・五%の多きに上る有稅品輸入總額四千八十六萬五千圓に對して報復關稅を受くるの心配があつた。(明治四十三年十二月外務省條約改正係「日獨貿易關係」參照)

斯かる情勢の下に新條約交渉の當初獨逸は日本が英佛等に對して果して幾何の協定利益を與へるかゞ明瞭になる迄は條約交渉を進めることを敢てしなかつた。然るに日本が小村外相當初の聲明と異り英國に對し廣範圍の協定税率を與へることが判明するに及び、日本と無條約關係に陥ることの甚だ不利益なるを明かにしたる爲め、始めて交渉に熱心となつた。

第三款 日獨條約改正交渉狀況

日獨條約改正交渉は上記日獨貿易關係上獨逸政府に於て交渉上弱者の地位に在るが爲め之を回復する爲め先づ策略として羽二重に對し多大の關稅引上げを行ふに至つた。日獨條約交渉開始前獨逸は羽二重に對しては歐米產綿織物とは別個の稅番の下に百基に付三百馬克の低率を課して居た。當時に於ける羽二重の價格は百基に付て五千馬克見當であつたから、右稅率は僅に從價六分にしか相當しなかつた。日本產羽二重の多くは獨逸にて加工の上第三國へ再輸出される爲め特に斯かる低稅が設けられたのであつた。然るに愈々珍田大使が獨逸政府へ提出したる特別相互關稅條約案第一條にては締約國產貨物の輸入稅に關し單に最惠國待遇の交換を以て骨子となし居るを見ると日本をして關稅協定問題を無視することを得ざらしむる爲め俄に羽二重に對する稅目適用振りに變更を加へ、稅番四〇八號の透し織物(Open Tissues)として毎百基五百馬克を課する趣旨の稅關命令を出した。其の理由は獨逸への輸入の日本產羽二重は薄地にして其の表面の經緯線間に當該經緯線の太さ以上の間隔が認めらるゝと云ふのである。即ち從來羽二重は半加工品たる特殊密織物(Close Woven Tissues)として稅番四〇一の下に國定稅率每百基三百馬克を課し、稅番四〇五の下に一般密織物として國定八百馬克(瑞西との協定四百五十馬克とす)よりも甚だ低率を受けたるものをお交渉の策略上「ショール」用の紗、「レース」等と同視し高率を課するに至つたものである。此の爲めに從來主とし

て獨逸へ輸出されて居た加賀又は川俣産羽二重製造業者は恐慌を來し、政府に對し税率輕減方を陳情するに至つた。小村外相は獨逸政府の採りたる行政措置は所謂「ネゴシエーション・タリフ」の常套手段を出したに他ならぬことは承知して居たが、獨逸政府との間に之を機會として關稅戰爭を開始することも策を得たるものに非ずとし、羽二重の關稅の引下げを以て獨逸との條約交渉の一要項とせざるを得ぬ立場となつた。

其後複雑なる商議を經て明治四十四年六月二十四日、即ち舊陸奥條約失效期に先だつこと僅に二十日に柏林に於て珍田（捨巳）大使と獨逸外務大臣キダーレン・ヴェヒター（Kiderlen Waechter）との間に日獨通商航海條約と日獨特別相互關稅條約とが調印されることとなつた。前者は十九ヶ條より成立し、其の有效期限十ヶ年とし、後者は八ヶ條より成り、一九一七年十二月三十一日迄即ち獨逸と他の歐洲大陸諸國と締結せる諸通商條約の失效期と一致せしむることとした。尙獨逸に於ては通商條約は議會の協賛を経たる後始めて皇帝の批准に供し得ることに憲法上規定されて居るのであるが、右様日獨新條約の調印が後れたる爲め其の手續を探る餘裕がなかつたので、獨逸政府は議會の協賛なしに兩條約を臨時實施する權限を議會より獲得した。尤も右は次期議會に於て議會の協賛を得ざるときは兩條約に對し廢棄通告を可能ならしむる必要があつたので、日獨新條約第十九條第三項に於て兩締約國は一九一二年（明治四十五年）三月二十一日迄は何時たりとも條約廢棄を聲明し得るの權限を留保すること、又廢棄聲明のあつた場合には一九一二年十二月三十一日を以て本條約及特別關稅條約は失效すべきことが規定された。尤も其後獨逸議會は之を承認したので、何等此の規定は利用せずに終つた。

次に日獨條約改正交渉中本邦提案の上に加へたる變更の主なるものを示さむ。

第一、關稅協定に關する事項

日獨特別相互關稅條約第二條に於て輸入品に對し互に最惠國待遇を保障し、第一條に於て彼我特產貨物に對し相互

協定税率を設定した。而して右關稅協定は英、佛孰れとも異り、形式上も實質上も完全なる互惠的のものであつた。斯くの如く英、佛の場合よりも有利なる結果を得たのは日獨貿易關係上日本が獨逸に對し強者の地位にあつた爲めである。

日獨特別相互關稅條約第一條所載甲號表に於ては獨逸よりの日本輸入品中十一稅番に亘り本邦改正税率に對し三分の一乃至四分の一減を爲した。右協定品目を陸奧協定税率に比較すると、稅番數は七分の一に減少し、協定税率も相當に引上げられて居る。其の内容を説明すれば稅番七二號の一の乙染め着色革及丙の一の(イ)牛革類は舊協定税率從價一割を從價一割五分（改正税率從價二割）に引上げ、稅番の一五七號の「ザルチル」酸は清酒釀造上必要的防腐劑となるが爲め舊國定税率每百斤一圓八〇（改正税率一圓六〇）を七圓〇〇（從價一割二分）に引下げ、稅番第二〇九號鹽酸及硫酸キニーネは舊協定税率從價八分を每百斤六〇圓〇〇（從價九分）（改正税率每百斤一三五圓〇〇）に引上げ、第二三七號の人造藍は舊協定税率每百斤一二圓九五三（從價一割）を每百斤四〇圓〇〇（從價一割八分）に、第二四三號の「アニリン」染料等は舊協定税率從價一割を每百斤五圓六〇（從價一割二分）に、第二八三號の一の丙の(イ)、(ウ)の梳毛絲は舊協定税率每百斤八圓〇〇（從價八分）のものを一圓二〇（從價七分五厘）（改正税率は(イ)三二番以下のもの每百斤一三圓二〇、(ウ)其の他一七圓五〇）に、第三〇一號の二(乙)毛織物は舊協定税率每方碼〇圓〇二九又は〇圓〇三九（從價一割）を每百斤四四圓〇〇又は四二圓〇〇（從價二割）、（改正國定税率五五圓〇〇又は五二圓五〇）に、第三六七號包裝用紙は舊協定税率從價一割を每百斤一圓五〇（從價一割七分）に、第三六七號の二丙(ウ)亞鉛板は每百斤〇圓四〇〇又は〇圓八三〇（從價五分又は七分五厘）より二圓二〇（從價一割五分）に引上げ第五七七號の瓦斯機關、石油機關及熱氣機關の内一個の重量二、五〇〇基以上のものに對しては改正税率每百斤五圓〇〇なりしものを重量により更に四分し每百斤三圓五〇乃至五圓〇〇とし、第五八〇號の三の(イ)原動機と結合した

る發電機に付ても一個の重量五千基以上のものに對しては改正稅率は毎百斤五圓八〇（從價二割）一本建なりしものを、每百斤五圓五〇乃至四圓九〇に輕減した。要するに獨逸に協定を許したものは毛織物以外は大體原料品又は機械類にして當時本邦に於て未だ生産不充分なる種類のものであつた。

次に第一條所載乙號表に於ては獨逸が協定を許せる日本產品として木蠟（國定一五、協定一〇）、寒天（國定一〇、協定無稅）、羽二重（但し目付三匁以上のもの）、（國定一、五〇〇、協定三〇〇）、羽二重を以て製造せる手巾（國定四五〇、協定四〇〇）、經木眞田（國定一、協定一）、麥稈眞田（國定無稅、協定無稅）、花筵（國定二四、協定一一）、貝製鉢鉗（國定二〇〇、協定一五〇）、木製日本漆器（國定三六、協定二〇）、紙製日本漆器、銅又は眞鍮製日本漆器の十二稅目を掲げた。何れも本邦特產物のみに限定し、第三國品をして均霑の餘地なからしむることとした。即ち右の中木蠟は櫛製のもの、寒天は一般に「アガール」と稱せらるゝ日本植物性「ゼラチン」に限り、花筵は蘭草製のもの、銅器及漆器は日本漆を塗りたるものに限り協定の利益を受くることとした。又其の稅率輕減率も是等日本特產品に對しては其の程度を多くしたるも第三國より輸入あるものは（例へば貝製鉢鉗、經木眞田）單に第三國との協定稅率を重修するに止めた。更に羽二重及羽二重手中に付ては目付三匁以上のものに限定し、協定中に於て「目付」なるものに對して定義を設け、目付一匁とは幅一吋半、長さ二十五碼に付一匁（一匁は三・七五瓦）あるものを云ふと定め、當時獨逸へ輸出の加賀、川俣產の薄物程度以上のものは協定の範圍に入ることとした。

第二 一般通商航海に關する事項

(一) 陸奥條約議定書第三節末項所載の「總て國定稅率改正の際には其の公布後六ヶ月を経るに非ざれば之を實施するを得ず」と云ふが如き規定及同條約第九條第二項に規定せる國內消費稅の賦課に制限を加ふるが如き規定は勿論新條約中より削除せられた。

(二) 土地所有權に關しては日獨通商航海條約第一條第五號に於て日英條約と等しく相互條件の下に最惠國待遇を保障した。

(三) 沿岸貿易に對しては第十五條に於て相互に最惠國待遇を保障した。尤も右最惠國待遇は相互條件なることを明白にせるに付日本政府に於て獨逸船に沿岸貿易を開放せざる限り日本船は獨逸に於て第三國船舶同様沿岸貿易の權利が無いことを明白に規定して居る。

(四) 特別關稅條約第六條に於ては日英條約同様國境貿易或は近接漁業の產物に對し最惠國待遇の除外例を設けた。後者は沿海州漁產物に對する無稅輸入の特例を除外せんが爲めである。

(五) 日英條約と異り領事職務に關する規定は一切之を通商航海條約中に規定せざることとした。陸奥外相時代の日獨領事職務條約は日本側より通商航海條約と同時に廢棄することとしたから、別に領事職務條約締結に至る迄日獨間には第十六條に規定する難破船救助の規定の外領事の特權を國際法により律する外なきこととなつた。

(六) 日獨通商航海條約第五條に於ては輸出入の禁止制限の撤廢に關し絕對的規定を設けた。元來本邦提案第六條第三項に於ては陸奧條約の規定を踏襲し、輸出入の禁止制限は最惠國待遇を保障するに止り、而も最惠國待遇は衛生上の措置等の場合には例外を設くことを得べきを規定したが上記日獨新條約第五條第一項に於ては獨逸側の對案に基き「兩締約國は輸入、輸出又は通過の禁止に依り相互の通商關係を妨げざることを約す」と規定し第二項に於ては右通商自由原則の例外として次の場合を規定し、更に右例外の場合と雖も「別國一般に又は同一の條件の下に在る別國に對し總て適用せらるゝものたることを要す」と規定した。

一 非常の場合に於て軍需品に關するとき。

二 公安に關するとき。

三 公安の衛生に關するとき。

四 内國商品の生産、販賣、又は運搬に關して國內法に於て定むると同様の禁止又は制限を同種の外國商品に適用せんとするとき。

本條は元來獨逸の主張により小村改正條約中に挿入せられたる規定に外ならざるも、第一次大戰後に於ては世界各國中本邦が最も本條の主義を主張することとなつた。蓋し大戰後各國に於て關稅の引上げを以て満足せず、種々の名義の下に輸出入制限禁止をなすに至りたる際、本邦としては輸出貿易の發展上此種輸出入に關する絶對自由を約せしむる規定を列國との通商航海條約中に挿入せしむることに努めた。同時に本邦としても對外輸出入貿易上右様例外の場合の外制限禁止を行はざることを以て根本方針とするに至つた。

(乙) 日獨通商航海條約第十八條及特別關稅條約第五條に於ては先方提案に基き「本條約の規定は各締約國の關稅地域に現に屬し、又は今後屬すべき國及地域にも等しく之を適用す」と規定されて居る。

國際法上一般原則として關稅同盟地域に附與したる特惠は最惠國待遇の除外例として居る。日獨條約には更に進んで關稅同盟地域には相互に條約を適用することとした。其の後獨逸政府よりは本條項に基き明治四十四年九月十二日付の官報を以て「ルクセンブルグ」大公國(Grand-Duché de Luxembourg) 及塊地領「ミッテルベルグ」及「ヨンダーポルツ」二郡(Les Communes Austrichiennes de Mitterberg et de Jungholz)に關稅同盟地域として日獨條約を適用すべきことを通告し來り其の旨明治四十四年九月十二日官報を以て告示せられた。尙獨逸は海外に於ける植民地及統治地に對しては通商航海條約等を適用せらる意向を示したが、日本は臺灣等の植民地のみならず關東州にも之を適用すべき意向を示した。

第七節 佛國との條約改正交渉經過

第一款 條約改正當時に於ける佛國關稅制度

佛國との條約改正交渉に於ては英國との交渉と等しく同國に於て非協定主義の複關稅制度を採用せる爲め大難關に逢着した。同國關稅制度によれば本邦提議の如き輸入稅に關する最惠國待遇の交換は先方に於て相當と認むる優遇を佛國產品に附與せざる限り之を承認し得ざるものである。陸奧條約改正の際に於ても本邦が提案せる以上廣汎なる稅率協定を同意せざる以上佛國は本邦產品に對し最低稅率の一部のみを讓與すべしと主張した。

佛國は一八九二年(明治二十五年)一月十一日始めて複關稅制度を採用した。之は其後各國に於て採用せる複關稅法の嚆矢である。同法第一條には次の如き規定がある。

第一條 一般關稅率及最低稅率は本法附屬A B稅表の通り之を定む、最低稅率は佛國產品に對し相當なる利益を享有せしめ、且つ之に對し最低の稅率を適用する國の原產品に適用す。

此の第一條が最も重要なる條項である。複關稅法にては各有稅品毎に必ず最高最低の二稅率が記してある。日本の如き國定協定制度の國ならば、國法にては一般稅率だけを定め、外國との協定稅率が成立した後始めて一物品に對し稅率が二個出來るのである。複關稅法に於て最高稅率を一般稅率と稱するのは右國定協定制度を採用する國の一般稅率に相應すと爲すが爲めである。之れに反し最低稅率は佛國產品に對し最惠國待遇を附與し且右最低稅率を受けるに相當するだけ利益を佛國產品に享有せしむるにより始めて當該外國よりの產品に對し特に供與するもの、即ち國定協定制度を採用する國に於ける協定稅率に相應するものと主張するのである。尙複關稅法に於ても特別の場合の外無稅